

# 都における認知症疾患医療センターの類型(案)

※下線部分は国要綱にプラスしている要件である。

		地域拠点型	地域連携型	
設置医療機関		病院	病院	診療所
国の類型		地域型	地域型	診療所型
活動圏域		二次保健医療圏域	所在する区市町村	
設置基準	人員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>学会専門医または5年以上の認知症専門医療臨床経験(※)を有する医師(1名以上)</li> <li>専任の臨床心理技術者(1名)</li> <li>PSW、看護師、保健師等(医療相談室に2名以上配置、うち1人は常勤専従)</li> </ul> <p>※認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験(具体的な業務経験については届出時に明記すること。)を指す。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学会専門医または5年以上の認知症専門医療臨床経験を有する医師(1名以上)</li> <li>PSW、看護師、保健師等(2名以上、うち1人は常勤専従)</li> <li>専任の臨床心理技術者を配置することが望ましい</li> </ul>
	検査体制(※他の医療機関との連携確保対応で可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>CT</li> <li>MRI(※)</li> <li>SPECT(※)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>CT(※)</li> <li>MRI(※)</li> <li>SPECT(※)</li> </ul>
	病床	認知症疾患の行動心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有する。両方の病床の確保が難しい場合は、どちらかの病床を他の医療機関との連携体制(届出時に具体的な連携体制について記載した協定書を提出)による確保で可。		
機能	鑑別診断とそれに基づく初期対応	◆アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症(またはピック病)、正常圧水頭症等の認知症原因疾患(若年性認知症を含む)の鑑別診断に対応		
	専門医療相談の実施	◆医療相談室の設置要。専用電話等必要な設備を整備。 ◆医療相談室は、本人・家族、地域の医療・介護等関係者からの多様な認知症に関する医療相談に対応する。相談に当たっては、患者の状況を総合的に把握し、自院での診療も含め、適切な医療機関等の紹介を行う。 ◆病識がない等医療機関の受診を拒否する人について相談を受けた場合、地域包括支援センターやかかりつけ医、区市町村、認知症初期集中支援チーム、認知症アウトリーチチーム等と連携し、早期の診断に結び付けるよう努める。		◆医療相談室の設置は求めないが、 <u>専用電話を設置して番号を公表し、専従相談員が左記と同様の専門医療相談を受けることのできる体制を確保する。</u>
	身体合併症・行動心理症状への対応	院内研修等により院内の多職種が適切に連携できる体制を構築し、自院での受け入れに努めるとともに、地域の関係機関と緊密な連携を図り、地域全体で受け入れを促進していく体制を構築する。		認知症疾患の身体合併症と行動・心理症状に対する急性期入院治療を行える一般病院又は精神科病院との連携体制(具体的な連携体制については申請時に明記すること。)を確保する。
	認知症疾患医療・介護連携協議会	◆医師会等の保健医療関係者、地域包括支援センター等介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された認知症疾患医療連携協議会を二次保健医療圏単位で組織し、地域の認知症に係る支援体制づくりに関する検討等を行う。 ◆年2回以上開催	①「地域拠点型」が開催する連携協議会に協力・出席 ②区市町村等が開催する認知症に関連する会議に協力・出席し、区市町村とともに、地域包括支援センター、認知症サポート医、かかりつけ医、医師会、介護保険事業所、家族介護者の会等、認知症の人の支援に携わる関係者のネットワークづくりを推進する。	
	地域の関係機関との連携	地域の認知症に係る関係機関との連携を推進すること。特に以下の機関との連携推進に努めることとする。 ◆区市町村、地域包括支援センターとの連携 ◆かかりつけ医、医師会との連携 ◆家族介護者の会との連携		
	人材育成	都が指定する研修(注)を実施 (注)地域の病院勤務者(看護師等)向けの研修及びかかりつけ医向けの研修を各年2回以上、多職種協働研修を年1回以上。その他の研修を含めて、年6回以上の研修会を主催する。	地域拠点型が実施する研修に協力するとともに、区市町村・医師会等の関係機関が実施する研修に講師を派遣する等して協力する。	
	アウトリーチ支援	①圏域内の区市町村から依頼のあった場合に、PSW・看護師等のコメディカルと医師が支援対象者宅を訪問して支援を行うことのできる体制を確保する。 ②各区市町村が設置する認知症初期集中支援チームの活動を支援する。(合同チーム員会議の開催、初期集中支援チームのチーム員会議へのセンター専門医の派遣等)		区市町村が実施する認知症初期集中支援チーム等の認知症関連事業に協力する。
情報発信	地域住民に向けた認知症についての理解促進に向けた普及啓発、認知症の連携体制の構築の周知等の実施			
診療報酬	認知症専門診断管理料を算定可		認知症専門診断管理料を算定不可	
委託料上限額(案)	28,197千円	7,826千円(平成27年度は年度途中より開始のため、5,217千円)		